

【改正案】 浜松市環境審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）（以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、専門委員に調査の結果の報告を求めることができる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局を環境部環境政策課に置く。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年9月30日以降最初の審議会の開催日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。